

聖監 第 36 号
令和 5 年 8 月 30 日

聖籠町上下水道事業
聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小林 勝治
聖籠町監査委員 田中 智之

令和 4 年度聖籠町水道事業の「資金不足比率」の審査結果及び意見について

1 審査結果

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号、以下「財政健全化法」という。）第 22 条第 2 項に規定する資金不足比率については、令和 5 年 7 月 12 日付聖上第 314 号で報告があり、審査した結果、資金不足はなく、比率は「0」と認めます。したがって、経営健全化基準（20% 以上）に該当しません。

2 意見

財政健全化法に規定する資金不足がないものの、将来的には設備の更新費用が増大することが予想されることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

以上